

本人確認書類貼付欄(表面)	本人確認書類貼付欄(裏面)
顔写真がある公的証明書 のコピー(自動車免許証等)を貼付 (マイナンバーカードの場合は表面のみ)	未記載の場合は必要なし

【受講資格】(次のいずれかに該当する者)

- ① 下記②Bの作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において下記Aの学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上下記Bの作業に従事した経験を有する者

講習名	A 学科	B 作業経験
足場の組立等	土木・建築・造船	足場の組立て、解体又は変更に関する作業
型枠支保工の組立て等	土木・建築	型わく支保工の組立て又は解体に関する作業
コンクリート造の工作物の解体等	土木・建築	コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

(注)イ「受講資格に必要な学歴」欄は、経験年数が2年以上3年未満の方のみご記入ください。
(経験3年以上の場合は記入不要)

ロ「受講資格に必要な学歴」は、上記で認められる学校・学科として下さい。

ハ 証明書(卒業証書の写し又は卒業証明書)を申込用紙と同時に提出して下さい。

ニ 事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。

【人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)】

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」がご利用になれます。

詳しくは、管轄の労働局職業対策課へお問い合わせください。

申請する場合は、受講申込書(表面)の助成金欄の“申請する”に○をして下さい。

講習最終日に申請書類をお渡しいたします。

【CPDS・CPDについて】

CPDS(CPD)とは、建設技術者の継続学習制度のことで、講習会などで学習をした場合に、学習の記録を登録し、必要な時、学習履歴証明書を発行するシステムです。

対象の講習を受講し、必要な手続きをした場合は、全国土木技士会連合会(土木系)および建設業振興基金(建築・設備系)に学習記録が登録されます。

《手続きについて》

○CPDS(全国土木技士会連合会)〈土木系〉

・対象者： CPDS加入者(個人)

・申請書(表面)のCPDS受講証明欄の“要”に○をして下さい。

講習最終日に受講者に受講証明書をお渡しします。

○CPD(建設業振興基金・建築設備系)〈建築・設備系〉

・対象者： CPD参加登録者

・講習終了後、修了証と一緒に郵送する出席簿を、指定の期日までにFAXください。建災防から建設業振興基金に出席簿を提出します。